

低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査手数料一覧

適合証あり		適合証なし	
(1) 一戸建ての住宅	金額	(1) 一戸建ての住宅（性能基準による場合）	金額
	5,000円	ア 床面積の合計が200㎡未満のもの	40,000円
		イ 床面積の合計が200㎡以上500㎡以内のもの	44,000円
		(2) 一戸建ての住宅（仕様基準による場合）	金額
		ア 床面積の合計が200㎡未満のもの	20,000円
		イ 床面積の合計が200㎡以上500㎡以内のもの	22,000円
(2) 住宅の用途を含む建築物の住宅部分	金額	(3) 住宅の用途を含む建築物の住宅部分（性能基準による場合）	金額
ア 床面積の合計が300㎡未満のもの	11,000円	ア 床面積の合計が300㎡未満のもの	80,000円
イ 床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	23,000円	イ 床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	135,000円
		(4) 住宅の用途を含む建築物の住宅部分（仕様基準による場合）	金額
		ア 床面積の合計が300㎡未満のもの	38,000円
		イ 床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	66,000円
(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅用部分	金額	(5) 非住宅用途を含む建築物の非住宅用部分（標準入力法による場合）	金額
ア 床面積の合計が300㎡未満のもの	11,000円	ア 床面積の合計が300㎡未満のもの	267,000円
イ 床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	19,000円	イ 床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	334,000円
		(6) 非住宅用途を含む建築物の非住宅用部分（モデル建物法による場合）	金額
		ア 床面積の合計が300㎡以下のもの	102,000円
		イ 床面積の合計が300㎡を超え500㎡以下のもの	130,000円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各号に掲げる部分を併せて申請する場合は、当該各号に定める額を合計して得た額とします。 ・ 建築確認を併願される場合は、別途建築確認申請に伴う手数料が必要となります。 ・ 計画変更の認定申請に対する審査については、上記各号に定める額の2分の1に相当する額となります。 			